

不足額給付金の対象者確認（その1）

令和7年1月1日時点で留萌市に住民登録がある
（令和7年度住民税の課税対象である）

いいえ

令和7年度住民税課税自治体（令和7年1月1日に住民登録していた自治体）にお問い合わせください。留萌市からは支給されません

はい

定額減税前の令和6年分所得税額及び令和6年度
個人住民税所得割が0円

はい

不足額給付金2の対象になる可能性があります
2ページ目を確認してください

いいえ

調整給付所要額（令和6年分確定所得税及び令和6年度分個人住民税所得割が定額減税しきれなかった額を1万円単位で切り上げた額）が、当初調整給付額（令和6年度に支給した調整給付額）を上回っている

いいえ

不足額給付金の対象外です。

はい

不足額給付金1の対象になる可能性があります

問合せ
留萌市定額減税補足給付金（不足額給付）
コールセンター
☎0120-110-495
（受付時間 8:30-20:00（土・日・祝含む））

不足額給付金の対象者確認（その2）

令和7年1月1日時点で留萌市に住民登録がある
（令和7年度住民税の課税対象である）

いいえ

令和7年度住民税課税自治体（令和7年1月1日に住民登録していた自治体）にお問い合わせください。留萌市からは支給されません

はい

定額減税前の令和6年分所得税額及び令和6年度
個人住民税所得割が0円

いいえ

不足額給付金1の対象になる可能性があります
1ページ目を確認してください

はい

令和6年中に青色事業専従者又は白色事業専従者
であった

又は

令和6年分及び令和5年分の合計所得金額が48
万円を超える

いいえ

不足額給付金の対象外です。

はい

低所得世帯向け給付の対象となっていない

いいえ

不足額給付金2の対象になる可能性があります

はい